

(別添)

消食基第402号
健生発0630第5号
令和7年6月30日

各

| |
|---------|
| 都道府県知事 |
| 保健所設置市長 |
| 特別区長 |

 殿

消費者庁次長
(公印省略)

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公印省略)

ミネラルウォーター類におけるPFAS（PFOS及びPFOA）の成分規格の
設定に関する食品、添加物等の規格基準の一部改正について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示(令和7年内閣府告示第105号)が本日告示され、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正されたところであり、改正の概要等につきましては下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏のないようよろしくお取り計らいをお願いします。

記

第1 改正の概要

清涼飲料水のうち、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」について、ペルフルオロオクタンスルホン酸(以下「PFOS」という。)及びペルフルオロオクタン酸(以下「PFOA」という。)に係る成分規格を設定した。規格は、PFOS及びPFOAの和として0.00005mg/1以下であることとした。

第2 施行期日及び経過措置

告示の日から施行されるものであること。ただし、令和8年3月31日までに製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によることができる。

第3 運用上の注意

清涼飲料水のうち、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの（容器包装内の二酸化炭素圧力が20℃で98kPa以上のものを除く。）」の製造基準として規定する、「原水は、人為的な環境汚染物質を含むものであつてはならない」（2 清涼飲料水の製造基準 (2)個別基準 1. c)）について、PFOS及びPFOAは、人の健康を損なうおそれのない濃度として、当面の間、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」のPFOS及びPFOAに係る成分規格の値とすること。また、引き続き、泉源の衛生管理について指導されたい。